

## 臂曲岩石採取事業監理委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本会は、臂曲岩石採取事業監理委員会（以下「委員会」という。）と称し、平成25年11月29日に川越工業株式会社と遊佐町が締結した岩石採取事業に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条第1号に基づき設置する。

(目的)

第2条 委員会は、協定書に関する岩石採取計画の適正な執行及び当該採取場の岩石採取に関する苦情、問題等の解決を図り、もって環境、景観及び地下資源の保全に万全を期することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 認可中の岩石採取事業が、採取計画、協定書等に基づき適正に実施されていることを確認すること。
- (2) 協定書第2条及び第3条に関する事項。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務。

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる機関に属する者及びその機関が推薦する者（以下「委員」という。）により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は遊佐町副町長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は遊佐町企画担当課長をもって充て、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の招集は委員長が行い、委員会の座長となる。

- 2 委員は、必要があるときは委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させ意見をきくことができる。
- 4 委員長は、委員会開催にあたり、あらかじめ委員に対し議題を通知するものとする。
- 5 委員会は真摯な協議を旨として話し合いにより解決を図るものとする。
- 6 委員会の庶務は、遊佐町において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

## 別 表

番号	機 関	人数
1	広野集落	1
2	藤井集落	1
3	臂曲集落	1
4	金俣集落	1
5	岩野集落	1
6	蚕桑集落	1
7	袋地集落	1
8	野沢集落	1
9	J A庄内みどり遊佐地区	1
10	月光川土地改良区	1
11	横堰水利組合	1
12	遊佐町環境保全会議	3
13	川越工業株式会社	—
14	山形県	—
15	遊佐町	—